

最高裁秘書第3663号

令和元年10月3日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

平成31年4月4日付け（同月8日受付，最高裁秘書第1885号）で申出があり，令和元年7月17日付け（同月19日受付）で補正がされました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

裁判官会議議事録（昭和44年9月20日開催）（片面で11枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，個人識別情報（署名，印影等）及び公にすると今後の人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号二に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判官会議（第二九回）議事録

昭和四十四年九月二十日（土曜日）

裁判官会議室において、午前十時三十分開議

出席員 石田長官、入江、草鹿、長部、城戸、田中、松田、岩田、

下村、色川、大隅、松本、飯村、村上、関根各裁判官

石田長官議長席につく。

議事

一 人事関係事項について

石田長官より、九月十八日能野札幌高裁長官、平賀札幌地裁所長を招致して、事情の報告を求めた旨の発言あり、続いて、矢崎人事局長より、前回以後変った事情として能野長官からの報告のあつた事項につき説明あり、これを誦承する。

次いで、各裁判官の協議に入り



最高裁判

所の所信を発表し、これを本問題検討の経過、人事異動とあわせて発表することとする。

二 特別人事について

矢崎人事局長より、平賀所長に対する処分につきお諮りし、協議の結果、長官から口頭で注意

および平賀判事の同意を条件に東京高裁判事に補することとする。

続いて、同局長より、別紙に基づき、札幌地裁所長の後任人選案につき説明あり、意見交換のうえ、海部安昌氏（静岡家裁所長）を充てることを決定し、

午後一時散会

議長



秘書課長





















